

関西大学経済・政治研究所ワーキングペーパーシリーズ

KU IEPS Working Paper Series

No.2021-1J

1921 年の工場管理——川崎・三菱造船所争議と賀川豊彦

宇城 輝人

Working Paper Series

IEPS

KANSAI UNIVERSITY



関西大学 経済・政治研究所

3-3-35, Suita-shi, Osaka, 564-8680, JAPAN

E-mail: keiseiken@ml.kandai

URL: <http://www.kansai.ac.jp/Keiseiken/index.html>

タイトル

1921 年の工場管理——川崎・三菱造船所争議と賀川豊彦

英文タイトル

A Workers' Self-Management in 1921: The Mitsubishi-Kawasaki Strike and Toyohiko Kagawa

要旨 (和文 300 字程度)

本論文は、賀川豊彦の社会思想の特質を明らかにするために、1921 年（大正 10 年）の川崎・三菱造船所争議とそのさいに企図された工場管理の意味に着目して考察する。この時期の友愛会を思想的に主導した賀川であるが、その思想を穏健で漸進的なギルド社会主義と定型的に理解してすませる研究が少なくない。本論文は工場管理に着目することで、賀川为社会思想を、急進的な直接行動論と「二重底的結合」の関係をもつものであり、労働者をイエスと並行的な神たりえる存在ととらえるキリスト教神学をその核心にもつものとする。このことは、賀川为社会思想を、キング牧師の社会改革運動につうじる人格主義の有力なヴァージョンをなすものと位置づける展望を開く。

キーワード (5 語程度)

賀川豊彦 川崎・三菱造船所争議 工場管理 労働運動

英文要旨 (英文 200 語程度)

In order to clarify the nature of Toyohiko Kagawa's social thought, this paper examines the significance of the attempted workers' self-management during the famous Mitsubishi-Kawasaki Strike in 1921. Many studies have characterized thought of Kagawa, ideological leader of Yuaikai at that time, as a kind of guild socialism, or a moderate and gradualist social reformism. Considering on the attempted workers' self-management that he planned, we think that his thought has a "double bottom" relationship with radical direct-action theory which was emerging in the Japanese labor movement at the time, and that it has at its core a kind of Christian theology that sees worker as a being who can be God in the same sense that Jesus is God. This opens up the prospect of positioning Kagawa's social thought as a powerful version of personalism based on Christianity, similar to that of Martin Luther King's social reform movement.

英文キーワード (5 語程度)

Toyohiko Kagawa, Mitsubishi-Kawasaki Strike, Workers' Self-management, Labor Movement

連絡先

関西大学経済・政治研究所

関西・大阪の社会経済問題の歴史と現状研究班研究員

社会学部 教授

氏 名 宇城 輝人

(E-mail: ushiro@kansai-u.ac.jp)



関西大学 経済・政治研究所

1921 年の工場管理——川崎・三菱造船所争議と賀川豊彦

A Workers' Self-Management in 1921: The Mitsubishi-Kawasaki Strike and Toyohiko Kagawa

宇城輝人

USHIRO, Teruhito

1 川崎・三菱造船所争議

1921 年夏。神戸の町はゼネスト一步手前であった。戦前最大規模のストライキ、川崎三菱造船所争議を、4 万人近くの労働者たちが 45 日間にわたって闘ったのであった。この年すでに大阪において大阪電灯会社(4 月)、藤永田造船所(6 月)などで大きなストライキが相次いでいた。神戸の大争議は、それら大阪の争議を前哨戦とした、いわば本戦であった。

争議の時系列を簡単に記すと次のようになる。

6 月 25 日 三菱内燃機の職工たちが団体交渉権を要求するも、拒否される。

6 月 26 日 三菱内燃機で神戸発動機工組合発会式、友愛会に加盟。

6 月 29-30 日 三菱内燃機工場で怠業状態。指導者が解雇され、いったん終息。

7 月 1 日 友愛会傘下の各組合が神戸労働者組合連合団体を組織し、団体交渉権確認運動というかたちで三菱、川崎造船の両社の争議に介入することを決定。

7 月 2 日 川崎造船所電気工作部の職工組合の電正会(6 月 28 日に青柿善一郎により組織されていた)、会員 820 名による構内デモ。1000 名の要求書提出も、松方幸次郎社長の海外出張につき不在を理由に不受理。

7 月 4 日 友愛会神戸連合会の手により各大工場に組合確認運動開始(交渉委員は賀川豊彦、久留弘三、須々木純一)、友愛会が争議の統一行動の主導権を握る。三菱造船機装部 800 名要求提出。

7 月 5 日 三菱造船所 5000 名が川崎電正会と同様の要求書提出も不受理。川崎電正会、長期戦に備えて、社長の帰国まで「工場管理権」を組合の手に握る方針を決定。

7 月 6 日 川崎造船所、青柿、須々木、野倉万治、行政長蔵ら友愛会幹部と活動家を解雇。三菱内燃機工場で再び嘆願書提出、指導者解雇。三菱造船、内燃機でそれぞれ 1000 名を越える構内デモ。警官隊を導入するも逆効果。三菱電機も作業不能に陥る。

7 月 7 日 川崎争議団、解雇者の工場入場を阻止しようとする会社側を突破。そのさい片福組壮士(青襷隊)と衝突、流血沙汰に。三菱争議団と川崎争議団の相互交流がおこなわれる。

7 月 8 日 市内示威行進の後、大倉山に両社の全職工に相当する 3 万人を動員、両争議団が合同して川崎・三菱労働争議団を結成(賀川、久留、須々木、野倉ら友愛会幹部 7 人を全権委員とする)。両社ともに完全な罷業状態に入る。

7月10日 両造船所罷工職工 35000 名の示威行進、久留指揮下に整然と成功させる。神戸製鋼、台湾精糖、ダンロップゴムなど神戸市内の多くの工場に争議が波及し、神戸全市がゼネスト的な状況に。

7月12日 川崎争議団、工場管理を宣言。三菱、10 日間の一斉休業を決定。

7月13日 工場管理宣言を重く見た兵庫県知事が姫路師団に派兵要請。警察は示威行進を禁止し、これ以後、検束や拘留が急増するなど、当局の弾圧姿勢が明確に。

7月14日 川崎も 10 日間の休業を発表し、工場を閉鎖。

7月14-24日 争議団は野球、相撲、水泳、登山など各種の運動競技大会の名目で示威行為を継続。

7月16日 三菱争議団代表、三菱造船東京本社にて会長に要求書を提示、受け取りを拒否される（18日に再会見）。青柿ら電正会幹部多数が警察に検束される（とくに青柿らは起訴されて争議終結後まで拘束された）。

7月17日 川崎、争議の活動分子 125 名解雇。

7月21日 三菱、工場の無期休業を決定し、就業復帰を呼びかけ争議団の切り崩しを強化する一方で、114 名を解雇または無期停職に。

7月25日 操業再開。入場者少なく、争議団の統制はまだ利いている。

7月28日 神社参拝行列。

7月29日 神社参拝行列、途上にて警官隊と大衝突、死者 1 人、負傷者 15 人を出す。夜、賀川、野倉ら争議団幹部 300 名を一斉検束。

7月30日 神社参拝行列、楠公西門前にて警官隊と衝突。負傷者、検束多数。

7月31日 争議団指導部壊滅につき、東京より鈴木文治、松岡駒吉ら応援駆けつけ、友愛会本部を神戸に移す。あらたな指導部に西尾末広、木村錠吉、赤松克麿。

8月5日 兵庫県知事による調停斡旋不調に終わる。

8月8日 神戸市長による調停案破談。

8月9日 争議団、無条件の就業宣言。

8月10日 賀川豊彦、証拠不十分で釈放される。

8月12日 惨敗宣言を発表し、争議団解散。

川崎三菱争議は労働者側の全面的な敗北に終わった。1921 年に関西で頻発した労働争議の絶頂となりこの年を特徴づける出来事となったこの争議を、真の意味で歴史的なものにしたのは何か。それは、まず、その動員規模が空前であり戦前期にはこれを越えるものがなかったことである。つぎに、この争議の敗北が、労働運動の転換点となったことである。具体的には総同盟（友愛会）における賀川豊彦の政治的失墜、そして急進的なサンディカリズムとボルシェヴィズムが賀川にとって代わったことである。この転換点以前に属することがらは、多くの場合に鈴木文治

の友愛会創業とひとまとめにして、いってみれば「前史」的な扱いにとどめられることがしばしばである。3 番目に、まさにその転換点において否定されることになった闘争の非暴力主義、合法主義の徹底ぶりである。このことは、2 番目の転換点との関係で、その後の日本の労働運動、もっと広く左翼的な社会運動の特質について一定の示唆を与える。つまり、そこで失われたもの——もっと正確に言えば、感覚的に縁遠くなった所作——は何か。最後に、この争議において展開された内容そのものが注目に値する。とりわけ、会社と官憲の抑圧によってじっさいに着手はされなかったものの、争議団によって企図され宣言された「工場管理」である。

わたしたちは、この争議の歴史的な意味をとおして、この争議の指導者であった賀川豊彦の思想を考察する。ここでの課題は、教科書的に穏健な議会主義と理解されがちな——ある意味では穏健かつ議会主義的であるのは確かであるのだが——賀川 of 思想の種別性をとりだすことである。先回りして述べるならば、つぎようになる。賀川の労働運動思想を規定するのは、特異なキリスト教神学であること。そしてそれは、明治期の社会主義者たち（鈴木文治もそこに含まれる）を特徴づけるユニテリアンのような合理主義的な信仰とは異なり、「進化と愛のラディカリズム」とでもいうべきものであること。のちの時代のキング牧師の非暴力抵抗主義と響きあうような、マルクス主義やアナキズムとは別個の、救済のヴィジョンにもとづいたラディカリズムであること(1)。

2 争議の主題と思想

1921 年に大阪、神戸で続発した争議は「団体交渉権獲得闘争」と規定されてきた(2)。兵藤釗はその背景事情をつぎのように説明した。すなわち、第一次大戦後の労働者たちの「工場民主」を求める権利意識が高まり、「工場における経営の専制を排除しようとする意識」が芽生えたことを背景に、「日露戦争以降経営による生産過程の直接的管理の体制が強化」されたために経営の管理機構にいつそう強く組み込まれるにいたった職長などの「職場管理者層の機能を団体交渉を通じて規制する」必要が生じたからである（兵藤 1971: 357-360）。また、池田信は、1920 年（大正 9 年）3 月にはじまった第一次大戦後の反動恐慌を背景に「団体交渉権獲得闘争の一般的性格」を説明する。「国家・使用者は労働組合を公認してはいなかったし、争議行為にたいしては検挙・基礎・解雇などをもってむくいたので、労働組合の存在と活動はきわめて不安定なものであった。反動恐慌以降の資本攻勢にさらされた労働組合は、労働諸条件の維持・改善という、本来の目的に副いながら、なおみずからの存続をはかるために、あえて使用者にたいして、団結権・団体交渉権をつよく要求した。／団体交渉権の要求は、争議行為がなければ団体交渉の道がひらけず、争議行為をすれば多くの犠牲を労働組合にもたらすような状態を改善して、円滑に使用者と交渉できる道をひらこうとするものであった」（池田 1970: 182-183）。

以上のような生産過程の変容と大戦後の不況という状況を解釈し運動を導く観念を展開したのが賀川豊彦であった。彼は 1919 年（大正 8 年）3 月、自身が発行編集人兼印刷人を務める友

愛会関西労働同盟会の機関誌『労働者新聞』第1号に「工場民主 ―労働自主権の要求―」というタイトルで、つぎのように書いている。

今日の工場で人格を口にしてはならない。人格は器械油の価値だにない。そして賃銀は永遠に辛うじて電気のメートル代だけ、米代だけ、労力がつなげるだけしか受取ることが出来ない。之を賃銀鉄則と云ふ。金貨で人間の労力を売買する間、この市場の習慣は抜け難い。労働者の頭は永遠に上がることはない。金貨が鎖なのだ。そこで、我等の要求するのは工場のデモクラシーである。〔.....〕今日の様な危険至極な資本家が工場主で有つては、とても頭上りが無いから、今日の工場経営の『株主専制主義』を排して、被治者即ち労働者の民本主義的立憲統治を要求せねばならぬのである。我等は、労力を販売したく無い。労力は人格の一部であることを工場の専制主に認識させてやりたい。今日の職工は金の奴隷である。それで能率が上がらぬ。我等は自主になりたい。我等は開放されたい。我等はもう少し労働者が相談に預られる工場組織を要求する。否工場そのものが労働者のものになる時代を待つ（全集 10: 12-13）。

また同じように同年の『労働者新聞』第15号には、「工場の人間化」のためには「工場を物品の製作所だと考へるのが間違い」であって、「愉快に働ける工場」にしなければならない。そのためにはつぎの4つの条件が必要だという。第1は「自分と家内が食へるだけの生活費と、子供と自分が多少教育と享楽を受け得る保証」。第2は工場のデモクラシー。第3は工場の立憲化。「凡ての平職工に発言権を与へるのみならず、金儲けがあれば労働者にウンと分けてくれることです」。第4は工場の組合管理。「資本の心配は資本家のおやりになるのは、当分の中は差支へ無いにして、工場の経営だけはせめて職工の自治体である組合で管理したいものです」（全集 11: 18-19）。労働者の人格的解放から出発して、工場の労働者による生産の自主管理にいたる論理が展開されている。この先にはさらに生産協同組合が展望されるだろう。

団体交渉権獲得を争議の焦点にすえたのは、このような思想であつた。ここからわかるのは、先に引用した論点による説明とは別個に、賀川思想においては団体交渉が自主管理と密接に結びついており、その第一段階をなしているということである。さらに見逃しえないのは、生産自主管理、生産協同組合へとつながる発想は、この時期に政治的に無視しがたい政治的勢力となっていた、賀川の政治的敵対者であつたサンディカリズム思想との、むしろ共通点であるということである。このことは、言論の場面においても運動の場面においても、対立と一致の複雑な様相をもたらしたと指摘しておかなくてはならない。

団体交渉をめぐるいくつかの論理が縊り合されていることが理解される。第1に、思想において労働者解放を目的とする生産協同組合へいたる道の第一歩としてとらえられていること。第2に、労働組合が法的に公認されていないために活動のあらゆる場面に法的な根拠がなく、使

用者との交渉が掛け値なしの「実力勝負」になること、またいくつか例外はあるものの一般的に
いて組合組織率がきわめて低く労働組合自体の地力に限界があったこと、つまり、大戦後の不
況下において強大な資本を前にしてきわめて脆弱な立場にあったことに発している。団体交渉
権の要求は、賃上げどころか賃下げを防ぐための防戦的な交渉が一般化しているなかで、労使交
渉それ自体を成り立たせるためという意味をおびており、思想上の強い意味づけとは裏腹にご
く初歩的な役割を担っている面があるといわざるをえない(2)。第3に、使用者側の論理として、
旧時代的な「主従の情誼」にもとづく労務管理の限界の自覚のうえに立って、労働者の管理への
同意と主体的関与とを調達する新たな制度的工夫を模索する必要があった(兵藤 1971 参照)。こ
のような状況のなかで多面的に意味づけられた団体交渉権をめぐって 1921 年の争議は闘われた
と考えることができる。

工場委員会制度は、1921 年の争議のなかでたびたび要求事項のなかに見られたものである。
だから争議が重ねられ、さらに川崎三菱争議のようなだめ押しの出来事を受けた結果として、
いくつかの企業にこの制度を採用させたのは、労働運動全体の「成果」である。しかしながら
いうまでもなくことがらはそれほど簡単ではない。兵藤釗は、当初は友愛会のような横断的労働
組合の交渉権要求としてはじまった団体交渉権獲得運動が、工場委員会制度の導入とその促進
というかたちで「形式的には労働組合の存在を否定はしなかったとしても、本質的には本来労働
組合が担うべき機能を一定の限界内ではあれ工場委員会のなかに解消しつつ労働組合を無用化
せしめていく体制の成立」に帰着したと述べている(兵藤 1971: 401)。なるほど、実現した工場
委員会は当初、懇談機関にすぎず、扱われる事項も賃金などの基本的な労働条件が除外され、「ど
うでもよい善いやうな幸福増進」に限られていることが多かったし、そもそも経営者側に誠意が
ないことが多かったようだ。そのうえ労働者委員もうまく機能しいことが多かった。実現した工
場委員会を観察した村島帰之は「幻滅の悲哀」を感じると憤り、委員に選出された労働者を叱咤
している。しかしながら、村島は「工場委員会は労働組合を基礎としその勢力を頼みとし組合の
定むる所の労働条件を各工場に適用する為の機関でありました。換言すれば工場委員会は謂はゞ
労働組合の補充機関であります」と委員会の基本的性格を確認したうえで、機能していない工場
委員会を有意義なものにするためには「工場委員諸君が全部組合に加入し組合を背景とし組合
の定むる所に従って労働条件の改善維持」をすればよいのだと諄々と説いている(村島 1922)。
兵藤は、こうした側面を「労働組合を無用化」するにとらえているが、一面的なのではないか。
どちらかがどちらかを蚕食するような関係になるかどうかは、政治と運動にたいして開かれて
いるというべきであろう。企業の側に労働組合の力をそぐ思惑があったのは確かだが、兵藤自身
が紹介している一例を挙げれば、住友系諸工場の工場協議会において経営は、「幸福増進ニ関ス
ル事項」とは福利施設に限るとしたところ、協議のなかで「会議事項ニ該当セル提案全部ヲ談話
事項トシテ取り扱フ」と譲歩せざるをえなくなった(兵藤 1971: 399-400)。こうした譲歩は、村
島が書いたように委員会の背景である組合が力をもたなければ引き出しがたいであろう。もち

ろん組合の日常活動の失敗などにより工場委員会の存在が組合の衰微につながるケースもあるだろう。しかしかならずそうなるとはかぎらない。

ようするに、工場委員会のような制度は、労使間の力関係または交渉によって性格や機能様態を変化させる陣地戦の賭金なのである。したがって、大争議の成果として「勝ち取った」工場委員会を真面目に受け取ったのが誰であり、それを役に立たない、あるいは経営のお先棒担ぎぐらいにしか受け取らなかったのは誰かという考察は意味深長であるだろう。つまり、村島帰之のような「常識」的な判断、あるいは次に述べるような賀川の議論は、見かけどおりに妥協的で融和的で現状肯定的であるのではない。賀川は川崎三菱の大争議が終わったすぐあとの『労働者新聞』（「未来は労働者のものである」という賀川なりの敗北宣言を掲載した次の号）に「工場委員制度論」という論説を掲載した。議論は村島と多くの点で重なる。大争議を受けて三菱造船が発表した工場委員制度などは「たゞ一種の労資懇談会のやうなものであつて〔……〕。工場委員制度とは殆ど云ひ難いものであるかも知れぬ。それでも無いより増しだと私は考える」（賀川 1921）。「無いより増しだ」との言葉から全体を理解したような気持ちにはならない。

工場委員制度の根本的眼目は資本家の専制主義を破壊すると云ふことにある。その点から云ふて労働者が多少なりとも資本家の専制を抑圧し我儘な振舞に対して鉄槌を下し得るとするならば、それは実に進歩の第一道程を進んだものである。この意味に於て三菱のやうな微温的な工場委員制度でも今迄の専制主義は行へなくなるのである。伍長組長の専制が引込むだけでも幸なことである。然し労働階級は之で満足してはならぬ（賀川 1921）。

「労働階級は之で満足してはならぬ」。工場委員会はその職掌を広げていくように仕向けなくてはならない。「更に賃銀問題、時間問題、一般労働条件を論議し、更に進んでは雇用関係まで論じ得るやうにならねばならぬ」。雇用関係を議論し議決できるようになれば、これは実質的にクロードショップである、ここを目指せと賀川はいう。だがそこが目標なのではない。さらに進んで工場委員会は「工場経営の問題に迄嘴を差しはさむやうにならねばならぬ。即ち工場の財務状態は勿論のこと、工場の秘密全部を知らねばならぬ。そして工場に於ける資本家側の暴利を取締まらねばならぬ」。ドイツの同じ制度は「何時にても経営者に向つてその帳簿を閲覧せしめられ得る権利を法律上与へられて居る」のであって、当然その権利を獲得するべきだ。しかしドイツの制度でさえも「まだまだ搾取の根本原因を滅却」できるものではない。まだその先がある。

労働者が原料の買入、事業の上の諸問題に関して充分提議し得るのみならず、其利益の配当に就て分配を要求し得る共同管理権を要求し得るやうになつて、工場委員制度は大体に於て或目的地まで達したものであると云ひ得る（賀川 1921）。

このようにして「無いより増し」でしかない残りの手札から生産協同組合まであと一歩という高いところまで展望せよと、いうわけである。こうした遠大な道程を進んでいくためには、やはり村島と同じく常識的な考えになるわけだが、工場委員と労働組合が1枚のコインの裏と表の関係のように結びつくことが必要になる。

英国に於ては工場委員は直に地方労働組合の幹部を兼任することになつて居る。如斯して一経済組織内に於ては工場立憲の精神に基いて工場委員となり、一般生産階級の為には労働組合の幹部となれば善^{よい}のである。かうして資本主義経済が漸次衰退するを待て。人格を基礎とする生産者の自治の世界を出現さすれば善いのである（賀川 1921）。

もちろんここで語られていることは賀川一流の大風呂敷だといつかまわない。大争議の惨敗からまだ何日もたっていないのだから。読んだ仲間たちは苦笑したかもしれない。しかしながら、すでにはじまっている組合員の会社からの排除などの大反動に、いかにして立ち向かうのか。そのように考えるとき、手中にわずかに残された「無いより増し」な頼りない手札を使っていくしかないのである。賀川や村島の声とは反対に、現実の工場委員会は、兵藤の古典的研究がいうように「大経営における労資関係の安定化装置として体制化していった」（兵藤 1971: 402）。けれども、この頼りない、さらにいえば企業経営者の底意が丸見えとさえいえる制度について、こういう見方もできるのである。

最低賃銀問題や、時間問題や、その他の一般労働条件を論議する場合に、一元的労働委員制度は、全く無意味なものとなる。資本家側と議論を闘はせ問題を研究してこそ初めて、工場委員制度の必要があるので、労働者だけが集まってところで産業会社の経営振りに就て聞くことの出来ないやうなものでは集めるのはなんの為であるかわから無い。〔……〕工場委員制度に於て労働者が充分経済状態の運用と云ふものに就て理解するには、どうしても企業家乃至は経営者側を代表するものを腹藏なく研究する必要があると思ふ。この為めに二元的——即ち資本家と労働者側より代表者を選出して労働者状態及経済状態を研究することは必要なことであると思ふ（賀川 1921）。

協同組合運動の創始者として面目躍如たる議論というべきであろう。一貫して暴力、破壊、革命といった言辞を否定するこの人物は、しかしたんに穏健なのではない。資本主義を、こういってよければ乗っ取ろうというのである。

しかしながら賀川の路線はまさしく川崎三菱争議の敗北そのものによって決定的に影響力を失ってしまう。賀川（あるいはまた村島のような人たちも含めて）の構想するような巻き返し策

が試みられることはなかった。陣地戦の賭金はおっぱら資本の側の草刈り場になるしかなかった。

3 工場管理と非暴力——同時代観察者の談話

川崎争議団が打ち出した工場管理がこの争議の重要な特徴であることにはすでに触れた。池田信によれば、このアイデアはふたつの段階を経て宣言された。最初は、7月5日に青柿善一郎のような急進的な若手からなる電正会（川崎造船所電気工作部の組合）が、社長の外遊を理由に要求書の受理を拒否されたために、社長帰国までのあいだ闘争体制を維持するための方策として企画された。「ストライキやサボタージュでは長期にわたって統制をたもつことが困難であり、また平常どおり就業すれば技師や職長によるきりくずしにあうので、作業に従事して会社から賃金の支給を受けるが、工場は電正会が管理」するということである（池田 1970: 199）。しかしこの計画は争議が他の工場を順次巻き込んでいき、事態が急速に発展していくなかで、今度は一工場にとどまるのではなく、会社全体の規模へと拡大する。7月12日夜に川崎争議団は、翌日連合要求書を会社に提出し、それが受理されなればただちに工場管理に入ることを決議した。宣言に含まれる「管理方法」はつぎのようであった（これは青柿が起草したものを賀川が修正したものである）。もし本当にここに書かれてあることとおりになったら、労働時間が2時間短く、そのぶんだけ能率をあげることのぞけば、従来どおりの組織図で従来どおりのやりかたで作業に就くということである。

- 1、産業委員代表は総ての仕事を管理します。
- 2、各係員附属医院の役付は産業委員の指示により従来の通り仕事に就かねばなりません。
但し必要に依り作業に適当なる者は随時委員会に参加してもらひます。
- 3、賃銀は今迄の通り会社に支出させます。
- 4、労働時間は当分の間6時間として今までの8時間の能率をあげることにします。
但し産業委員が適当と認めた時には伸縮することもあり。
- 5、工場一般の保安を害し能率を傷つけるものは懲罰委員会により懲罰に附します。

産業委員組織

- 1、中央産業委員は各部より選出した最高幹部会よりさらに左の順序で選出します。
本工場各工作部各2名（造船に限り5名）兵庫4名、葺合3名
- 2、各工場は更に各部産業委員会を組織し中央産業委員会と連絡をとる事にします。
最高幹部会
- 1、最高幹部会は争議の目的を貫徹せしむる為には産業委員会を監督し目的の完成を期せしめます。

2、最高幹部会は懲罰委員を中央及び各部に於て産業委員中より選出し懲罰事項を取り扱は
せす。

3、最高幹部会は従来存在する交渉委員、整理委員（保安）、会計委員、通信委員等をそのま
まに置いておきます。

それで各部に於て之を選出して置いて下さい（兵庫県労働運動史編さん委員会 1961:141）。

このようにして打ち出された工場管理に何を読みとればよいのか。池田が強調するようにこ
の工場管理が即ギルド社会主義的な自主管理を目指すものだとは思えないが、明確に意志的に
選び取られた選択であったであろうと思われる。しかしその意志は、不均質な組成をしているだ
ろう。つまり、青柿善一郎に代表される若い半熟練工を主体とする電正会の急進的な志向性と、
1919 年以来友愛会のイデオロギーを主導してきた賀川豊彦的な志向性とのあいだには、実際に
争議後に分裂してしまうほどに齟齬が生じていたことである（賀川をバージしてしまうほどに）。
相互に認め合いがたいまで深まっていたであろう齟齬ないし分裂を内包しながら、形成された
意志がそこにはある。別のいいかたをすれば、それはサンディカリズムの工場占拠と賀川の自由
組合の二重底的な結合である。

当時の状況を確認しておく。前年 1920 年北イタリアで展開されたゼネスト、工場占拠闘争は、
ロシア革命の状況とともにしばしば各種新聞に報道されており、ある程度は知られていたと考
えられる。若い急進的な人たちのヒントになったことは想像に難くない。また、これは珍しい事
例であるが、工場管理の先行事例が『労働者新聞』第 20 号（1920 年 1 月 23 日。久留 1920）に
紹介されている。東京大崎にある園池鉄工所（職工 280 名）のストライキで持久戦を闘うため
に、当時パンデミックであった流行感冒（スペインインフルエンザ）予防のためのマスク製造へ
と、争議団の主導で工場を転用し、生産管理をつづけているという。製造したマスクを販売し、
1 日 4、500 円の利益を上げていると報告されている。それを争議費用に充てることができるた
めに「罷工者は頗る心丈夫である。然し此の戦が果して労働軍の勝利に帰するかどうかは目下の
処まったく未知数であるが〔……〕驚くべき巧智」である。これは友愛会東京鉄工組合の組合員
たちの工夫である。

だがしかし、この工場管理の二重底的な観念を理解するためには、賀川の子暴力思想の穩健さ
の裏にある過激な要素に注目しなくてはならない。この二重底的結合は、急進思想と穩健思想の
妥協という意味ではないからである。賀川は書いている。「社会の改造はその単位の決定から初
めねばならぬ。そして新しき社会の単位は労働組合である」（全集 11:6）。かかる労働組合は「自
由組合」でなくてはならない。

無理をして造つた社会はすぐに潰れる。それが真実の社会であるためには必ず自由なる成
長によつて出来上がった社会で無くてはならぬ。此点から云つて真の社会は権力によらず、

暴力によらず、強制によらず拘束によらず、自由に発達する新社会であらねばならぬ。／労働組合は自由社会の本源をなすものである。それで資本家が温情的に作らしむる労働組合も、政府が強制的に作らしむる労働組合も、又は革命によつて強制的に暴力によつて作らす労働組合も自由組合だと云ふことは出来ない。／自由組合は労働者がその作業に於て或はその職場に於て自由なる意志表示を以て作る可き社会単位であつて、その間に無理があつてはならない。人間は本能的に社会性を帯びて居る（全集 11: 4）。

この自由組合のイメージは、賀川のあらゆる仕事に表現を変えながら繰り返し現れる。賀川にとっては、ストライキやサボタージュといった争議手段はじつは二次的な意義をもつものにすぎない。というのも、それらは自由組合にとって不可欠な要素というわけではなく、場合によっては有害になりうるからである。

我等は暴力を用ゆる直接行動に絶対に反対せねばならぬ。ストライキやサボタージュには反対せぬが、我等は秩序と成長を重んずる暴力によらざる発明的社会組織を以て階級争闘によらず、発明我によつて新社会の創造に努力せねばならぬ（全集 11: 37）。

この一節のカギになる言葉は「成長」である。明らかに自由と重ね合わされる意味をおびたこの概念は、生物学的なアナロジーから来ている。賀川が一貫して破壊と暴力と革命を否定的に評価するのと同じ発想がここにある。

米国ニューヨーク市の中央停車場は全部を改築した時に、一つの列車の発車をも遅らしめずして、レールをあちらへ引きこちらへ引きして居る中に、全部建て換へ了つたことで世界的に有名であるが、破壊すること無くして建設なしと云ふのが通り言葉であるが、それは下等動物のことである。下等動物は蚕にしても蟹にしても脱皮する。脱皮を革命だとすれば下等動物はエンチム〔生体内のほとんどの化学反応で触媒として作用する酵素のこと：宇城注〕を排出して脱皮をして成長するが、高等動物の頭蓋骨のようなものでも脱皮する必要なくして成長する。脊椎動物になつて、脱皮のような危険な方法を脱却したのは地球生物界に取つて一大発見であつた。／社会進化に於てもいつまでも旧式なエンチム式社会革命を夢見ずして、脊椎動物の如くホルモン腺の利用により成長するのが発明的社会進化と云ふ可きである。／人間はひとつの欠点をもつて居て革命を面白がるが、成長の法則は革命よりも更に大きな仕事をする。我等は労働組合によつて先づ成長せねばならぬ（全集 11: 6-7）。

きわめて抽象的なヴィジョンを長く紹介したけれども、それだけの理由がある。このヴィジョンは、労働者が労働することという、まさに労働運動の原基となる事実にたいし、強力な意味づ

けをおこなう。それは成長であり進化であり自由である。しかるに、それを妨害し疎外するものに労働者は取り巻かれている。労苦に報いるにはあまりに乏しい賃金、劣悪で危険な労働条件、抑圧的な職長、金儲けのことしか考えない非人間的な経営者……。こうした自由組合を妨害する桎梏をいかにして取り除くのか。このような理路をとって思考を重ねていけば、ストライキやサボタージュと少なくとも同等の重みで工場管理が浮上してくるであろう。

そして、一般的イメージとしてある賀川思想の穏健で、むしろ保守的でさえある性格が、ずいぶんと変わって見えてくるのではないだろうか。私としては、この独特な進化論的な自由組合論には過激なものが含まれていると指摘したい。ここではさしあたり進化のラディカリズムと呼んでおこう。川崎三菱争議における工場管理が二重底的な観念結合によって成り立っていると少し前に述べたが、この結合は二種類のラディカリズムの結合だということができるように思われる。つまり革命と進化のラディカリズムの結合である。

この進化のラディカリズムは秩序だっており、静謐で、礼儀正しい。ただし内面的に爆発している。賀川の際立ったこだわりである非暴力も、ここから出てくると考えるべきであろう。神戸市民に強い印象を与え、共感を生んだ3万5千人の争議団の整然とした行進がなぜ必要だったかも、警察対策とPR戦略といった当然働いた思惑を超えて、ここから理解できるだろう。

同時代の観察者のなかに、この争議の独特な性格を鋭敏に感じ取った者がいる。福田徳三は、すでに争議が膠着状態に陥り敗色濃厚になっていた8月4日に東京朝日新聞に談話を発表しているので、紹介しよう。

此度の神戸の争議は労働者に取つて一の成功と目すべきものである。同時に雇主側は寧ろ惨敗したものと云へる。殊に官憲は忌憚なく其無理解を暴露した。抜剣の如き却て労働者のために提灯を持った結果を来すやうなものだ。東京では友愛会が会内の内紛の為に甚だ心細い状態に陥つて今の処一寸捲土重来の気運も見えないが、神戸では此争議の為に、友愛会が向後労働運動機関として押しも押されぬ中堅の労力を有するに至るであろう。それは大成功である。其成功の原因は労働者の結束の堅固だった事、比較的に堂堂と且初めは警察をして手を下す余地なからしめる様に秩序的に行動した事にもよるが、尚最後に至つて官憲が周章して巡査に抜剣せしめたと云ふ大芝居が最大原因と云はねばならぬ(福田 1921)。

率直に言って敗色濃厚なものを「大成功」と評価しているところ、新聞読者は首をひねったかもしれない。たしかにこの後、神戸の友愛会は資本からの猛烈な反動攻勢を受け、大企業にもっていた足場のほとんどを奪われるのであり、また賀川は影響力の大半を失い、友愛会の路線も一変してしまう。したがって出来事とその後を記述し予想するという意味では福田の談話は大きく的はずししている。おそらく福田自身もその後の展開に接して落胆し困惑したのではないだろうか。しかしながら、この争議はやっぱり「成功」だったのだ。

工場管理と云ふのは無論一の戦闘の合言葉で其实行等に就て確信あるものとは思へない。否、夫れは実行不可能なことである事は、賀川氏等に於ても十分承知して居るべき筈であるが、合言葉としては甚だ巧妙なものを選んだもので、翻訳労働運動も日本にアクリマタイズし出した一証左と云ふ可きである。これを真向に受けて、民法の事務管理に当るの何のと法理論を担ぎ出す人の頭の悪さ、官憲の夫れと兄たり難く弟たり難しである。〔……〕これで日本の労働運動も足尾以来の醜い記録を大分帳消しにした事になる（福田 1921）。

ここで「頭の悪さ」と痛烈に皮肉られているのは鈴木文治と山崎今朝弥のことと思われるが、それはともかくとして、工場管理を「一の戦闘の合言葉」と喝破するくだりには耳を傾けるべきである。この合言葉は「翻訳労働運動も日本にアクリマタイズし出した一証左」だというのは、爭議の整然とした秩序正しさと非暴力主義といったスタイルも含めた評価であるだろう。アクリマタイズというのは、労働組合のおかれた法的地位、労資の力関係、公権力の介入、一般庶民を味方につけるために必要なものといった社会的所与にたいするアプローチのしかたを指しているだろう。そして、そうしたアプローチを可能にした思想も独自性をももちろん含む。この爭議が戦前におけるひとつの頂点だということには、そういう意味も含めてもよいように思われる。吉野作造も、市民を味方する巧みさを挙げて「神戸の労働爭議は英国式で実に模範的である」とおおむね同じ評価をくだす談話を発表している（吉野 1921）。

この爭議は戦前期労働運動の転換点に位置するということはすでに述べた。だが、この転換は、この爭議を成功だと評価しうる立場の消滅という意味でも転換だったように思われる。そしてそのような評価のうえに立った運動の展開の可能性の消滅という意味でも。

4 労働者は神たりうるか

最後に、賀川思想についてももう少し掘り下げておく。上ではその独特の思想を進化のラディカリズムと呼んだけれども、この独自性の根源にはやはりキリスト教信仰がある。日本の早い時期の社会主義、社会改革運動にキリスト教の果たした役割が大きいことはよく知られている。賀川もそのなかに含まれてしまうことが多いように思われるが、それはあまり適切でないのではないだろうか。たとえば賀川と縁のある人物を挙げるならば、鈴木文治や阿部磯雄が典型的と思われるが、かれらのキリスト教はおもにユニテリアンであることからわかるように、西洋合理主義を日常生活のなかで受容するための枠組みとしてキリスト教に接しているようなところがある。あるいはまた、武田清子が「くぐり抜けタイプ」と名づけた「伝統的思考から近代思想への転回にキリスト教が思想的触発、ないし触媒の役割を果たした」タイプに近いのかもしれない（武田が挙げているのは植木枝盛である）（武田 1967: 15-16）。

しかし、賀川豊彦の場合、社会運動が信仰の証になっているようなところがあり、基督教のとの関係性がかなり違うようにうかがわれる。したがって、「基督教社会主義」といった同じひとつの名称のもとに、異なるタイプの思想家または実践家を並べることは、その差異を見えなくさせてしまう危険がある。本節では、賀川を労働運動へと駆り立てた基督教的思想的契機を検討し、労働運動家としての賀川豊彦の特質について簡単に考察を加えてこの小論を閉じたいと思う。

労働者は尊厳を知る。彼は十分崇拜せらる可き理由を持つて居る。彼が大溶解炉の前に立つ時、大クレンを捲き上げる時、大鉄槌^{ハンマー}を振り上げる時、嵐の中に^{ほぼしら}櫓^{ねよ}を攀づる時、彼は宇宙が如何に尊厳であるかを知り、またその尊厳なる宇宙に溶け入る。彼は万物を創造し、万有を知るが故に最も莊嚴なる^{かたち}象を持つて、それを我等に啓示する。彼は十分崇拜せらる可き理由を持つて居る（全集 10:3）。

上の文章は『労働者新聞』（前身の『新神戸』も含め）に発表した論説を中心に編まれた『労働者崇拜論』（1919 年）の序の冒頭部分である。労働者についての美しい、莊嚴なイメージである。労働者それ自身を宗教的崇拜の対象になしうるイメージである。ここで注目すべきは、労働者が「宇宙に溶け入」って「最も莊嚴なる象」をもつということである。その「象」が啓示を与えるというのである。これと同じイメージがキリストの贖いについて語られる。

キリストの贖ひを、物を容れ換へる如き、謂わば物々交換的な考へをする事は、今日通用しない。贖ひとは、キリストと言ふ完全な坩堝に『私』が溶かされて、新しく創造される事である。その新しき創造の始まる時、罪は忽ち溶解されて消え失せるのである。夫れは恰も、鉄や、銅が電気炉に溶解する時の如く（全集 7: 92）。

これは神戸の大争議の数年後に発表された『愛の科学』（1924 年）の一節である。坩堝様のなにか（宇宙、キリスト）のなかで、もとのかたちが残らないほど溶かされて、まったく新たに創造しなおされる（まったく別の「象」をもつ）とのイメージを、宗教的救済に見出しており、それをほとんど正確に労働のイメージと重ね合わせている。おそらく賀川を労働運動に駆り立てたのは、こういう宗教的ヴィジョンであつたのではないかと思われる。すでに引用した「成長（＝進化）」のイメージも、この新たに鑄なおされるイメージに連なっているだろう。そういう次第であるから、牧師が社会的関心に目覚め、宗教とは異なる労働運動の世界に足を踏み入れる、と

いった図式で賀川の労働運動を理解することはできない。そうではなく、祈りが労働運動であり、労働運動が祈りなのである。賀川にとって両者は一致するべきものである。

賀川が友愛会関係のなかでどれほど熱心にいわゆる説教をしていたのかは詳しいことはわからない。また友愛会に出入りする労働者たちにそうした説教がどのように受け止められていたのかも、詳しくはわからない。しかしながら、『労働者新聞』に、キリスト教的なニュアンスをたたえた書き物がしばしば現れることから、賀川のキリスト教が一定の影響力を持ったと推測することが許されるだろう。『労働者新聞』に現れたきわめて賀川的な記事をひとつ引用したい。

〔.....〕吾々は吾々の脳と筋肉の働きに依て、凡の物を創造し、其家族と共に互に教養し、生命と健康を維持増進し、相愛扶助の精神の本に協力して、人類進化の道程を歩み人生を享樂する権利を持て居る人格者である。其日その日の労働に依て生産する凡ての富は、人類相互の愛の表現であらねばならぬ。と自覚すれば労働は凡ての宗教であり生命である。〔.....〕／労働運動は、人類の最大多数を占むる労働者と無産者が、此自覚の本に団結して現在の如き余剰価値の発生を基礎として、只富の蓄積をのみ事とする、資本主義経済組織を破壊して、人類愛の表現である、労働を基礎としたる生命の経済組織を打立てようとする、最も新しい宗教運動である。／由来、真の宗教は、其何たるを不問人類進化に都合宜き生命の経済組織を打立て、世界を改造せんとする民衆運動であつた。故に其経曲の多くは生命の経済学である（労働宗提唱者 1921）。

「労働宗提唱者」を名乗る筆者が誰なのかは不明である（おそらく同じ人物と思われるが「労働宗の一信徒」の名前で複数の投稿が見出される。内容からして賀川自身の可能性も否定できないが、別人かもしれない）。ここで語られる労働を含め経済行為それ自体が宗教行為であるとのモチーフは、賀川の多くの著書で繰り返されるものである。これはたとえば高野房太郎が「労働は神聖なり」といったというのとはまったく異なる射程をもった命題である。そしてこの文章は、「労資協調を説く者」は「労働は凡ての宗教であり生命である」ことを知らぬがゆえに、「生命経済の確立を妨げ、世界改造の民衆運動を^{そこな}害い、此新宗教をして真精神を失はしむる人類の敵であると云はざるを得ない」とつづいていく。

非暴力と平和主義の外観のもと、その内部には荒々しいまでの資本主義否定のパッションが秘められている。「生命経済」の実現を妨げざるをえない資本主義は否定されなくてはならないのである。この文章を書いた人物が賀川でないと仮定するならば、前節で考察した二重底的に結合したふたつのラディカリズムという観念構造に実質を与えるような言説が、神戸友愛会のまわりにあったと考えることができるように思われる。

こうした労働＝宗教といったヴィジョンを可能にするのは、きわめて独自性の高い神学であるだろうと考えられるが、この稿ではこれ以上深く追究することはできない。しかしながら、少なくとも、アナキズムともボルシェヴィズムとも、また穏健なキリスト教社会主義とも異なる、きわめて独自性の高い社会変革を志向する社会思想が、その思想を共有する一定数の層をともなあって生まれつつあったということは指摘できるように思われる。このことは、神戸の大争議の背景のある側面であったであろう。

最後に、賀川が労働者を前にして、労働者であるあなたたちは何者なのか、何者になりうるのか、何者になるべきなのか、と問いかける文章を引用したい。ナザレのイエスは大工であった。

大工イエスは「一個の労働者で有つた。彼は貧乏を知つて居つた。如何に彼がパンを^ね煉り、魚を漁る方法を熟知してゐたかは、彼の物語によく現れて居る」（全集 10: 34）。

大工イエスは新しい神と、新しい道徳を教へてくれた。その神は神とは呼ぶものではなくて、『父』と呼ぶものであった。大工イエスが新しい崇拜物を教へてくれた。それは凡ての偶像を擲き壊して猶残つて居る、労働者と云ふ偶像である。〔……〕彼は一個の労働者として、本然の愛と本然の神を説くより外に主張は無かつた。然し本然の愛ほど危険なものは無いと云つて――虚偽で固めた国家組織に向つて――パリサイ（正義と訳す）と祭司と王と官僚は彼を磔殺してしまつた。／一人の大工は死んだ。然し万人の労働者が生き返つた。本然の愛は殺すことが出来ない。／生産者である神は世界が始まつてから今も労働して居るから、我も日曜に労働すると云つた、一人の大工は今姿を隠したけれども、今日では千億の労働者が立ち上がつて世界の改造に取りかゝつて居る。労働者は神の直裔である。ナザレの大工の場合に於てはたしかに、神で有る！（全集 10: 35）

キリスト教それ自体が社会改革運動と結びつき、その原動力となった例は、諸外国にはいくらかもある。しかしながら、わたしたちの国ではあまりそういう例がない。川崎三菱争議の数万人の参加者のなかにどれほどこのような賀川の信仰に共鳴した人がいたかはわからない。だから、この愛のラディカリズムが、つまり進化と愛のラディカリズムの広がりをお確かめることは難しいであろう。しかしながら、日本社会に「アクリマタイズ」した労働運動というものが福田徳三の口から出たように現実存在していたならば、それがどのようなものでありえたか、いまとなつては想像することも難しい。

注

(1) 賀川豊彦のラディカリズムについては、1930 年代大陸ヨーロッパの非順応主義の社会変革運動のひとつ人格主義と関係づけて、宇城（2020）で論じたことがある。

(2) 川崎三菱争議を特徴づけるその徹底した非暴力主義、合法主義についても、同様の多重的な含意があったことも指摘できるだろう。つまり、破壊的なもの、否定的なものでなく、建設的なもの、肯定的なものから社会改造を組み立てようとする賀川の志向性は、暴力を否定する。キリスト教的な発想からしてもそうなる。しかし、それと同時に、資本と官憲の圧倒的な力を前にして、非力な労働者とその組合はいかに闘うべきか。そのように問いを立てるとき、労働者側の暴力は資本と官憲の暴力の「口実」にしかないとの答えが出てくることは否定できない。

文献

※賀川豊彦の著作からの引用は、下に掲載したもの以外は、賀川豊彦全集刊行会編『賀川豊彦全集』第2版（キリスト新聞社、1972-74 年）によった。注記にあたっては「全集」と略記し、その後に巻数と頁数を記した。

池田信、1970『日本機械工組合成立史論』日本評論社

宇城輝人、2020「賀川豊彦を読むルージュモン」関西・大阪の社会経済問題の歴史と現状研究班『関西・大阪の社会経済問題の歴史と現状研究』関西大学経済・政治研究所

賀川豊彦、1921「工場委員制度論」『労働者新聞』第45号、1921年（大正10年）9月8日

久留弘三、1920「資本主義と流行感冒を征伐せんとする園池鉄工所の同盟罷工持久策」『労働者新聞』第20号、1920年（大正9年）1月23日

武田清子、1967『土着と背教』新教出版社

兵庫県労働運動史編さん委員会編、1961『兵庫県労働運動史』兵庫県商工労働部労政課

兵藤釗、1971『日本における労資関係の展開』東京大学出版会

福田徳三、1921「悪化は官憲のこと 労働運動の進化」『東京朝日新聞』1921年（大正10年）8月4日

村島帰之、1922「工場協議会委員に与ふる書 ——幻滅の工場委員制度」『労働者新聞』第56号、1922年（大正11年）2月15日

吉野作造、1921「争議解決の良策は第三者の調停」『大阪朝日新聞』1921年（大正10年）8月6日

労働宗提唱者、1921「労働宗と労資協調（一）」『労働者新聞』第35号、1921年（大正10年）3月15日

※この論文は、経済・政治研究所の研究費による研究成果の一部である。